

(様式第3号)

入札についての注意事項

入札を希望される方は、一般競争入札参加案内及びこの注意事項を熟読の上、入札してください。

(入札の代理)

第1 代理人が入札しようとするときは、入札参加申込時に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は2人以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は他の入札者の代理人となることはできません。

(入札室への人数制限)

第2 入札室へは、申込者につき2名までしか入れません。

(入札書の様式及び使用する印鑑)

第3 入札は、所定の入札書を使用してください。

2 入札書に押印する印鑑は、本人が入札される場合は、入札参加申込時に提出された印鑑の証明書の印影と同じ印鑑とします。代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑の場合は入札書は無効とします。

(入札保証金)

第4 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を現金又は銀行振出の持参人払式の小切手により納付してください。

(入札書の記入方法)

第5 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）を記入の上、押印してください。代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印のみを押印してください。

入札金額の記載は、算用数字を使い、最初の数字の前に「¥」を記入してください。なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペンを使用してください。

(建付地に係る入札金額等)

第6 建付地の入札金額は、土地・建物のそれぞれの金額及び建物に課税される消費税相当額を併せた金額とします。

(提出済みの入札書)

第7 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加することのできない者のした入札

- (2) 談合してした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (4) 入札書の金額、氏名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- (5) 同一の入札について、2 以上の入札をした者のした入札
- (6) 郵便又は電信による入札
- (7) 第 1 に反して行われた入札

（開札）

第 9 開札は、入札者の面前で行います。

（落札者の決定）

第 10 入札は、予定価格以上の価格であって、最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

（入札保証金の返還）

第 11 入札保証金は、落札者を除き、保証金を納付した時に交付した公金領収票と引換えに、入札終了後速やかに返還します。

なお、入札保証金額が 5 万円未満の場合、又は入札参加者が営業に関しない個人の場合を除き、受領書に 200 円の収入印紙が必要となります。

（契約の締結）

第 12 落札者が落札決定の日から 14 日以内に契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は岡山県に帰属します。

2 契約は所定の契約書を作成し、県、落札者双方が記名押印したときに成立します。

3 落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

（費用の負担）

第 13 入札の参加に要する一切の費用は、入札参加者の負担とします。

2 落札後契約締結までに要する一切の費用は、落札者の負担とします。

（その他）

第 14 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令及び岡山県財務規則の定めるところによって処理します。